

# 定 款

JSR株式会社

# 第1章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 本社は、J S R株式会社と称する。英文ではJ S R C O R P O R A T I O Nと表示する。

(目 的)

**第 2 条** 本社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工及び販売
  - (1) 電子材料、ディスプレイ材料、光学材料、合成樹脂およびその他の化学工業製品並びにその原料、部品
  - (2) 食料品、並びに医薬品、医薬部外品その他のライフサイエンス関連製品並びにその原料及び中間製品
  - (3) 光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器、発電及び蓄電用機器並びにこれらの部品
  - (4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材
  - (5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品
2. 前号の事業に関する、研究、開発、指導、受託、調査及びコンサルティング業務並びに技術の供与
3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理
4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業
5. 情報処理サービス業、経営・経理に関する診断・指導
6. 不動産の売買、賃貸借及び管理
7. 金融業及び総合リース業
8. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
9. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売
10. 前各号に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

**第 3 条** 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

**第 4 条** 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告)

**第 5 条** 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 6 条** 本会社の発行可能株式総数は、696,061,000株とする。

(自己の株式の取得)

**第 7 条** 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第 8 条** 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第 9 条** 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

**第10条** 本会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

**第11条** 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

**第12条** 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

**第 1 4 条** 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当る。

当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

**第 1 5 条** 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

**第 1 6 条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第 1 7 条** 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

**第18条** 本会社に取締役12名以内を置く。

(選任の決議)

**第19条** 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。

(任 期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役CEO（最高経営責任者）1名、及び取締役COO（最高執行責任者）1名を選定することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

**第22条** 本会社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任については、社外取締役との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)

**第23条** 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役CEO（最高経営責任者）、取締役社長及び取締役COO（最高執行責任者）のいずれでもない取締役がこれに代る。

2 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

**第24条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

**第25条** 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規程による。

(相談役)

**第26条** 本会社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(定員)

**第27条** 本会社に監査役5名以内を置く。

(選任の決議)

**第28条** 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

**第29条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

**第30条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役との責任限定契約)

**第 3 1 条** 本会社は、監査役の会社法第423条第 1 項の責任については、監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。

(監査役会の招集通知)

**第 3 2 条** 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

**第 3 3 条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

**第 3 4 条** 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、監査役会の定める監査役会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

**第 3 5 条** 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

**第 3 6 条** 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

**第 3 7 条** 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

**第 3 8 条** 本会社は、配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れる。

(沿 革)

1958年 6 月 1 日	一部改正	2002年 6 月27日	一部改正
1962年 5 月29日	〃	2003年 6 月27日	〃
1963年 5 月28日	〃	2003年12月 8 日	〃
1964年 5 月27日	〃	2004年 6 月18日	〃
1965年 5 月25日	〃	2005年 6 月17日	〃
1968年 5 月28日	〃	2006年 6 月16日	〃
1968年11月27日	〃	2009年 6 月16日	〃
1969年 5 月27日	〃	2010年 6 月18日	〃
1970年 5 月27日	〃	2011年 6 月17日	〃
1970年11月30日	〃	2012年 6 月15日	〃
1971年 5 月26日	〃	2016年 6 月17日	〃
1972年11月30日	〃	2019年 6 月18日	〃
1975年 5 月28日	〃	2022年 6 月17日	〃
1980年 6 月27日	〃	2023年 6 月16日	〃
1982年10月 1 日	〃		
1985年 6 月28日	〃		
1988年 6 月29日	〃		
1989年 6 月29日	〃		
1991年 6 月27日	〃		
1994年 6 月29日	〃		
1997年 6 月27日	〃		
1998年 6 月26日	〃		
2000年 6 月29日	〃		
2001年10月 1 日	〃		